

入札説明書等配付一覧表

調達をする役務の名称
〔公用携帯電話サービス 一式〕

（令和 7 年10月 7 日公告）

番号	名 称	部数等
1	入札説明書 （添付様式） ・仕様書等交付申請書 ・一般競争入札参加資格確認申請書 （競争入札参加資格者名簿登載者用） ・競争入札参加資格審査申請書提出書 （競争入札参加資格者名簿未登載者用） ・競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書 ・納入計画書 ・競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状	1 部
2	契約書（書式）	1 部
参考	令和 7・8 年度物品等競争入札参加資格審査申請要領 （競争入札参加資格者名簿未登載者のみ該当） ※インターネットによる公告にリンクがあります。	1 部

（注）上記内容について、落丁等がないか確認してください。

以下の書類については、仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部警務課装備係で交付する。

番号	名 称	部数等
1	仕様書	1 部
2	応札物品仕様書（提出用）	1 部

（留意事項）

- 1 入札書は、1 葉をコピーして使用してください。（再度入札の場合がある。）
- 2 契約は令和 8 年 2 月～令和11年10月の45箇月の携帯電話サービス提供の契約となるので、入札金額はサービス提供期間45箇月の総額（消費税及び地方消費税相当額抜き）を記載してください。

山形県警察本部警務部警務課

入 札 説 明 書

公用携帯電話サービスの調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時
令和7年11月25日（火） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
公用携帯電話サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等
別冊「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年10月31日まで。ただし、契約締結の日から令和8年1月31日までは、サービス提供の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、サービス提供期間は、令和8年2月1日から令和11年10月31日までとする。
- (4) 納入期限 別冊仕様書のとおり
- (5) 納入場所 別冊仕様書のとおり
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。)
- (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している

こと。
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 仕様書の交付

本件入札の仕様書の交付については、入札公告の「入札参加者の資格」を有する者（競争入札の参加資格を得ようとする者を含む。）は、仕様書等交付申請書（別紙様式第1号）を山形県警察本部警務部警務課装備係へ提出し交付を受けること。交付された仕様書は、入札日までに山形県警察本部警務部警務課装備係へ返却すること。

なお、仕様書は厳重に管理し、複写等は厳禁とする。

5 入札参加者の資格の説明

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

6 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-8577 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部警務部警務課装備係

電話番号 023(626)0110

メールアドレス ypkeimu#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に置き換えて送信してください

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

8 入札参加資格及び応札物品仕様書の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）並びに本件役務に係る応札物品仕様書、その他必要な書類（以下「応札物品仕様書等」という。）を、次に掲げる日時及び場所に提出し、入札参加資格並びに応札物品仕様書等の審査を受けなければならない。

- (2) 受付期間

規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては令和7年10月7日（火）から令和7年10月29日（水）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては令和7年10月7日（火）から同年7年10月23日（木）まで（県の休日を除く。）

- (3) 受付時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (4) 受付場所

山形県警察本部警務部警務課装備係

- (5) 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

(ア) 競争入札参加資格者名簿に登載されている者

① 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号）

(イ) 競争入札参加資格者名簿に登載されていない者

① 競争入札参加資格審査申請書提出書（別紙様式第2号-1）

② 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（会計局会計課が別に定める物品等競争入札参加資格審査申請要領による）

イ 応札する物品等の仕様に関する書類

(ア) 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第3号）

(イ) 応札物品仕様書（別冊）

本件調達物品等の仕様に適合するものとして応札する物品の規格等について別紙様式により作成すること。

① 調達をする物品等の仕様書の内容を網羅していること。

② 調達をする物品等のカタログ等を添付すること。

○ 仕様書記載の性能及び機能を満たす箇所をマーキングすること。

(ウ) 納入計画書（別紙様式第4号）

機器の調達、設定及び納期を明示したもの

(6) 上記(5)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。電子メールで提出する場合は、PDF形式で送付すること。

(7) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(8) 応札物品仕様書等の審査については、当該仕様書等が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が公告で示した各項目ごとの性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があります。

(9) 申請書等及び応札物品仕様書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

9 入札参加資格審査結果及び応札物品仕様書等の審査結果の通知

(1) 入札参加資格及び応札物品仕様書等の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年11月5日（水）までに通知する。

(2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札物品仕様書等の審査においてその内容が本件調達物品の仕様に適合すると認められたものについてのみ行うことができるものとする。

10 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年10月29日（水）午前11時までに契約担当部局に、競争入札に関する質問書（別紙様式第5号）により持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（PDF形式）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局等に到達しなければならない。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、警務部警務課において閲覧に供する。

11 入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する調達をする役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

12 入札

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第6号）による。

(2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「調達をする役務の名称」を記載すること。

(4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和7年11月21日（金）午後4時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到着しなかった場合は棄権とみなす。

(5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第7号）を作成し提出させること。

(6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

- (7) 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常の取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

13 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

14 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書等又は応札物品仕様書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

15 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

16 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

17 その他

- (1) 申請書等又は応札物品仕様書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (7) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (8) 落札者は、落札決定後、速やかに入札書に記載した入札金額等に対応した積算内訳書を提出すること。
- (9) 契約締結にあたっては、8により通知を受けた応札物品仕様書の内容を変更することはできない。
- (10) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第1号（仕様書等交付申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

仕様書等交付申請書

下記役務の調達に係る仕様書等について交付して頂きたいと申請します。
なお、交付された仕様書は厳重に管理し、複写等を行わず、入札日までに返却することを誓約します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和7年10月7日
 - (2) 役務の名称 公用携帯電話サービス
- 2 交付を申請するもの
 - (1) 仕様書
 - (2) 応札物品仕様書（提出用）

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

令和 年 月 日 標記役務の仕様書の交付を受けました。

氏名

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記役務の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和7年10月7日
 - (2) 役務の名称 公用携帯電話サービス

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札参加資格審査申請書提出書

下記役務の調達に係る入札に参加したいので、別添のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出します。

なお、本件の入札公告に係る入札参加者の資格を有することについて、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和7年10月7日
 - (2) 役務の名称 公用携帯電話サービス

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第3号（競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

下記役務の調達に係る応札物品仕様書について、別添のとおり提出しますので審査されたく申請します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和7年10月7日
 - (2) 役務の名称 公用携帯電話サービス
- 2 提出書類
 - (1) 応札物品仕様書（別冊）
 - (2) 納入計画書（様式第4号）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

納入計画書

下記役務の調達に係る納入について、下記のとおり計画します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 (1) 入札公告日 令和 7 年10月 7 日
 (2) 役務の名称 公用携帯電話サービス

2 納入計画

時期	工 程
年 月 上・中・下旬	機器調達
年 月 上・中・下旬	機器初期設定
年 月 上・中・下旬	納品

様式第 5 号（競争入札に関する質問書）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記役務の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和 7 年 10 月 7 日
 - (2) 役務の名称 公用携帯電話サービス

2 質問事項等

様式第6号（入札書）

入 札 書											
令和 年 月 日											
山形県知事 殿											
※1 入札者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者名 (印)											
※2 〔代理人氏名 (印) 〕											
山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札 します。 記											
入 札 金 額	<table border="1"><tr><td>十億</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr></table> ※契約期間の総価	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
入 札 保 証 金 額	免 除										
調達をする特定役 務の名称	公用携帯電話サービス (規格は仕様書のとおり)										
数 量	一式										
納 入 場 所	山形県警察本部										
契 約 期 間	自 契約締結の日 至 令和11年10月31日										
摘 要											

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人
が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

委 任 状

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

私は

を代理人と定め、下記の権限を

（使用印鑑 ）

委任します。

記

1 公用携帯電話サービスに係る
入札並びに見積に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

契約書

契約名称 公用携帯電話サービスの提供に関する契約
契約期間 契約締結の日から令和11年10月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和8年1月31日までは、サービス提供の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、サービス提供期間は、令和8年2月1日から令和11年10月31日までとする。
利用料等 契約期間総額〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
（内訳） 令和7年度 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
令和8年度～令和10年度 各〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
令和11年度 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
月額 ¥〇〇〇, 〇〇〇円

契約保証金 「契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。
ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。」

頭書業務について、
山形県知事 吉村 美栄子 を発注者とし、
〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 を受注者とし、
次の条項により携帯電話による電気通信サービス（関連する機器を含む。以下「公用携帯電話サービス」という。）の提供に関する契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、公用携帯電話サービスの提供契約に関し、この契約書及び別添「公用携帯電話サービス仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるところによりこれを履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（提供サービス）

第2条 公用携帯電話サービスの提供内容は仕様書のとおりとする。

（機器の納入）

第3条 携帯電話機の納入に関する事項は、仕様書のとおりとする。

（納入期限の延長）

- 第4条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限までに契約物件を納入することができないときは、受注者の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納入期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、利用料等（既納部分がある場合は利用料等から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が仕様書6（8）に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。
- 2 受注者は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(納入後の機器等無償使用)

第5条 受注者は、機器等の納入日から令和7年10月31日までの稼動検査、総合試験等の納入検査期間において、発注者に対して機器等を無償で使用させるものとする。

2 この期間内に機器等の保守等が発生した場合には、第10条（携帯電話機の故障対応）により対応するものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者へ委託する場合は、当該第三者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本契約に関する当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(機器の管理)

第8条 発注者は、機器のために良好な環境を保持し、善良な管理者の注意をもって機器を管理及び使用し、これに発生する通常費は発注者が負担するものとする。

2 発注者は、第三者に対しこの契約に基づく機器を譲渡すること、若しくは、機器を貸与あるいはこれに権利を設定すること等の一切の処分行為を行ってはならない。

(禁止行為)

第9条 発注者は、受注者の承認を得た場合のほか、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 機器を第三者に転貸すること。
- (2) 機器をその本来の目的外に使用すること。

(携帯電話の故障対応)

第10条 受注者は、登録作業後1年以内に携帯電話機の故障が生じた場合は速やかに修理又は交換等を行うものとし、必要とする経費については、受注者の負担とする。ただし、登録作業から1年経過後に故障が生じたとき又は時期にかかわらず発注者の責めに帰すべき理由によって故障が生じたときは、発注者の負担とする。

2 受注者は、第1項に規定する携帯電話機の修理又は交換等を、電気通信事業者又は電気通信事業者の指定する者以外に委託して行わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約の全部又は一部を一時中断することができる。この場合において、契約期間又は利用料等を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに機器の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (3) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (4) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
- 3 第1項第1号から第4号まで又は第6号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額（長期継続契約の場合は、契約期間における総額）の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。
- 6 発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

- 第13条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（長期継続契約の場合は、契約期間における総額）の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(利用料等の支払)

- 第14条 受注者は、当該使用月の翌月に、発注者に対し受注者の定める方法により月額の利用料の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求書に定める期限までに月額の利用料を受注者に支払うものとする。
- 3 ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料については利用料等に含まず、受注者は、一般社団法人電気通信事業者協会の決定に基づき、月額の利用料と併せて請求するものとする。
- 4 電話番号案内や他社サービスへの接続料金等、他社が提供する有料ダイヤルサービスの利用料金については発注者が負担するものとし、受注者は月額の利用料と併せて請求するものとする。

(遅延利息)

- 第15条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による利用料等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(機器の回収)

- 第16条 発注者は、契約期間が終了したとき、又は第12条第1項第2号から第6号まで、同条第2項、同条第6項、第13条のいずれかの規定により契約を解除したときは、すみやかに機器を受注者が回収することとし、回収に要する経費は受注者が負担するものとする。
- ただし、発注者の責めに帰すべき事由により契約を解除したときの機器の回収に要する経費は、発注者が負担するものとする。
- 2 前項の規定により、受注者が携帯電話機等を回収する場合は、発注者、受注者協議の上、定めた期間内に携帯電話機に保存された情報及び設定情報を復元できない状態まで消去するものとする。

(機密の保持等)

- 第17条 発注者又は受注者は、この契約の履行上直接若しくは間接に知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

- 第18条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(警察情報セキュリティの保護)

- 第19条 受注者は、この契約による事務を行うため警察情報を取り扱う場合は、別記「山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項」を遵守しなければならない。

(事故発生のお知らせ)

- 第20条 受注者は、機器の納入に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(天災その他の不可抗力による損害)

- 第21条 天災（地震による災害を除く。）その他不可抗力により回線に損害を生じたときは、受注者は、速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合において、これらの復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(裁判管轄合意)

第22条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子
受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号又は個人番号が含まれるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限る、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

別記

山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項 (機器の調達に係る遵守事項)

- 1 当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
- 2 当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
- 3 機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適応されていること。
- 4 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程において、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。
機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
- 5 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
- 6 受注者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。
- 7 受注者は、発注者が必要と認めるときは、上記に係る資料を作成して発注者に提出しなければならない。